

NPO法人の管理・運営について (事業報告書・各種変更届等の作成・県への提出/記載例等)

福島県企画調整部文化スポーツ局文化振興課 (3.6.9)

1 事業報告書等の作成及び備え置き・閲覧

NPO法人は、毎事業年度初めの3ヶ月以内に、前事業年度の事業報告書等の書類を作成し、その作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、事務所に備え置かなければなりません(法第28条第1項)。

また、NPO法人は、次の書類について、社員その他の利害関係人から閲覧の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除き、閲覧させなければなりません(法第28条第3項)。

2 毎事業年度初めの3か月以内に作成・提出・備置きする書類(事業報告等)

NPO法人は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、次の書類を所轄庁に提出しなければなりません。

書類の提出先・問い合わせ先、提出書類のリストは下記を参考にしてください。

なお、事業報告書等の記載例は5ページ目以降に掲載しています。

NPO法人の事務所の所在地	窓 口	問い合わせ先
福島市のみに事務所を置く法人	福島市地域共創課	電話: 024-525-3731
会津若松市のみに事務所を置く法人	会津若松市企画調整課 協働・男女参画室	電話:0242-39-1405
郡山市のみに事務所を置く法人	郡山市市民・NPO活動推進課	電話:024-924-3471
いわき市のみに事務所を置く法人	いわき市地域振興課	電話:0246-22-7414
白河市のみに事務所を置く法人	白河市生活防災課	電話:0248-22-1111
二本松市のみに事務所を置く法人	二本松市秘書政策課	電話:0243-24-7120
伊達市のみに事務所を置く法人	伊達市協働まちづくり課	電話: 024-575-1177
会津坂下町のみに事務所を置く法人	会津坂下町政策財務課	電話:0242-84-1504
会津美里町のみに事務所を置く法人	会津美里町政策財政課	電話:0242-55-1171
上記9市町以外の市町村に 事務所を置く法人	福島県文化振興課	電話:024-521-7179
福島県内で2以上の市町村に事務所 を置く法人		
福島県内に主たる事務所を置き、他の 都道府県にも事務所を置く法人		

(1) 毎年作成し、所轄庁に提出する書類

法人は、以下の書類を、毎事業年度初めの3ヶ月以内に、所轄庁に提出しなければなりません。(法第29条)

提出書類のリスト	提出部数
1 事業報告書等提出書(様式第8号)	1
2 事業報告書	2
3 活動計算書	2
4 貸借対照表	2
5 財産目録	2
6 年間役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿)	2
7 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿	2

※2～7について、1部は、閲覧用となりますので、必ず2部提出してください。

(2) 法人事務所での書類の閲覧

NPO法人は、以下の書類について、全ての事務所に備え置き、社員その他の利害関係人から閲覧の請求があったときは、正当な理由がある場合を除き、閲覧させなければなりません。(法第28条第3項)

閲覧書類
1 事業報告書(設立後作成されるまでの間は事業計画書、活動予算書)
2 活動計算書
3 貸借対照表
4 財産目録(設立後作成されるまでの間は設立時の財産目録)
5 年間役員名簿(前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び各役員についての報酬の有無を記載した名簿)
6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の名簿(個人の住所または居所に係る記載の部分を除いたもの)
7 役員名簿(役員の住所または居所に係る記載の部分を除いた最新の役員の名簿)
8 定款
9 認証書の写し(個人の住所または居所に係る記載の部分を除いた認証に関する書類の写し)
10 登記事項証明書の写し(個人の住所または居所に係る記載の部分を除いたもの)

※設立(合併)後、最初の各報告書類を作成するまでの間は、認証申請時の事業計画書、活動予算書及び設立(合併)時の財産目録を備え置きます。

3 役員変更等の届出

NPO法人は、役員の氏名若しくは住所等に変更があった場合、又は新たに役員が就任した場合には、遅滞なく次の書類を提出しなければなりません。（法第23条）

(1) 役員の変更があった場合（役員新任以外の場合）

再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名したとき。役員全員が任期満了とともに再任された場合であっても届出が必要です。

提出書類のリスト	提出部数
1 役員変更等届出書（様式第4号）	1
2 変更後の役員名簿	2

(2) 役員新任の場合

提出書類のリスト	提出部数
1 役員変更等届出書（様式第4号）	1
2 役員の就任承諾及び誓約書の写し（原本をコピーしたもの） （注）役員が新たに就任した場合に限り、提出する。	1
3 役員の住所又は居所を証する書面（住民票謄本/抄本） （注）役員が新たに就任した場合に限り、提出する。	1
4 変更後の役員名簿	2

※ 補欠の場合又は増員によって就任した場合には、その旨を付記してください。

【役員変更について】

- 役員の選任・解任は、総会の議決など、定款で定められた手続きに従って行う必要があります。
- 理事又は監事の定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく補充しなければなりません（法第22条）。
- 監事の兼職禁止（法第19条）、役員の欠格事由（法第20条）、役員の親族等の排除（法第21条）等の規定がありますので、注意してください。
- 理事の変更は登記が必要です。
なお、代表権の制限に関する定めがある場合は、その登記が必要です。この場合、代表以外の役員登記は不要となります。詳細は、管轄の法務局へお問い合わせください。
- 登記事項に変更が生じた場合には、主たる事務所の所在地の法務局においては2週間以内に、その他の事務所の所在地の法務局においては3週間以内に、登記の変更をしなければなりません。

4 その他連絡先の変更に関する届出関係

(1) 代表者の変更があった場合

法上の役員変更（法上の「理事・監事」の変更）に関する届出事項は前述「3」のとおりですが、法人の代表者を変更した場合等は、その旨お知らせください（法人への連絡先やホームページ等の掲載情報の更新に用います。届出様式は任意書式で結構です）。

(2) 事務所の所在地の変更があった場合（※定款の規定による）

定款（第2条関係）において、法人事務所の所在地を『最小行政区（「〇〇市に置く。〇〇町に置く」など、字名や番地まで規定せずに市町村名止まりとしている場合）』で規定している法人が、同一市町村内で事務所所在地を変更した場合はお知らせください。（任意書式で結構です）。

(3) 電話番号の変更があった場合

法人の連絡先となる電話番号等を変更した場合は、変更後の電話番号等をお知らせください（任意書式で結構です）。

5 監督及び罰則

県においては、事業報告書等の提出管理に関して、同法に定める基本的な内容を徹底し、県民への情報公開を図る観点から、「福島県における「特定非営利活動促進法の運用方針」について（令和17年2月制定/令和19年3月26日改定）」に基づき、適正な対応をすることとしておりますので、県ホームページから当県の運用方針をご確認ください。

(1) 監督

法人から毎年提出される事業報告等の書類により、法人の状況を把握するほか、法に基づく法人の監督として、報告徴収及び検査（法第41条第1項）、改善命令（法第42条）及び設立認証の取消（法第43条）を行うことがあります。

なお、法人の設立の認証を取り消す場合は次のとおりです。

- ① 改善命令に違反し、他の方法では監督の目的を達成できない場合
- ② 法第29条で毎事業年度1回提出するように定められた事業報告書等の提出を3年以上行わなかった場合
- ③ 法人が法令に違反した場合で、改善命令によってはその目的を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法によっても監督の目的を期待することができない場合

(2) 罰則

NPO法は、次の違反行為に対して罰則規定を設けています。

【50万円以下の罰金に処せられる場合（法第78条、第79条）】

次の行為者及びその法人は50万円以下の罰金に処されます。

- ① NPO法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が改善命令（法第42条）に違反したとき

【20万円以下の過料に処せられる主な場合（法第80条）】

次に掲げるいずれかに該当する場合、NPO法人の理事、監事又は清算人は20万円以下の過料に処されます。

- ① 組合等登記令に違反して、登記することを怠ったとき（法第7条第1項違反）
- ② 法人設立の時財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第14条違反）
- ③ 役員の変更等をした場合で、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法第23条第1項違反）
- ④ 所轄庁の認証の必要のない定款変更をした場合で、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法第25条第6項違反）
- ⑤ 法第28条第1項に規定する事業報告書等を翌々事業年度の末日まで備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法第28条第1項違反）
- ⑥ 事業報告書等の提出を怠ったとき（法第29条違反）

※その他、上記①～⑥以外にも過料に処される場合があります。

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

福島県知事

法人印の押印不要

名称
代表者の氏名
主たる事務所の所在地
電話番号

事業報告書等提出書

前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条（（第62条において準用する同法）第52条第1項において読み替えて適用する同法第29条）の規定により提出します。

備考

- 1 「事業報告書等」とは、特定非営利活動促進法第28条第1項に規定する事業報告書等をいう。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

事業年度が4月1日～3月31日の法人の場合

(注) 福島県においては定められた「事業報告書」の様式はありません。各法人は、活動実績の報告書を独自に作成することができます。この書式例は、最低限必要と思われる報告項目を設定したものです。

(法第28条第1項関係書式例)

事業年度を記入する
(年号があるとよい)

令和〇△年度事業報告書

前事業年度期間自至年月日を記入する

令和〇△年 4月 1日から令和〇□年 3月31日まで

法人名を記入 特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇

1 事業の成果

令和〇△年度における当法人の活動は、..... 事業の成果を記入する

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
〇〇〇に関する普及啓発事業	〇〇〇に関する活動を広く普及啓発するための講座イベントを開催し、また、関係者が参加する交流会を開催した。	令和〇△年6月1日	福島市内(県文化センター)	15人	県民 300人	550
△△△の情報提供・情報発信に関する事業	△△△についての情報を広く提供するため、情報誌の発行(隔月)とホームページにより情報発信を行った。	情報誌(隔月) ホームページ(通年)	法人事務所	5人	情報誌1,000部 不特定多数の県民	800
□□□の相談支援に関する事業	□□□の××に関する相談窓口を設置し、相談業務を行った。	通年(年末年始期間は除く)	法人事務所	5人	相談を必要とする県民 200人	300

定款に規定している「事業名」を正しく記入する

行った事業の内容を具体的に記載する

支出額の合計と活動計算書の事業費計は、一致する

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額(千円)
□□□の販売事業	☆☆が作成した××をイベント開催等の場で販売した。	令和〇△年6月1日	福島市内(県文化センター)	3人		200

実施しなかった場合は、「実施しなかった」旨の記載で可

支出額の合計と活動計算書のその他の事業費計は、一致する

(備考) 定款に規定している「その他の事業名」を記入する。
(※規定していなければ枠ごと削除して構わない)

- 1 (2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施日時、実施場所、従事者の人数、受益対象者の範囲及び人数並びに支出額を記載する。
(備考)の記載は 全て消してよい
- 3 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び人数」の欄には、具体的な受益対象者及び人数を記載する。
- 4 2の(2)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施日時、実施場所、従事者の人数及び支出額をそれぞれ記載する。定款上、「その他の事業」に関する事項を定めている場合は、当該事業年度に実施しなかった場合も「実施しなかった」旨を記載する。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

〇〇年度 財産目録
 ××年×月×日現在

当該事業年度の末日を記載する

特定非営利活動法人〇〇〇〇
 （単位：円）

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金		
手元現金	×××	基本的に貸借対照表上の金額と同じ金額を記載する
××銀行普通預金	×××	
未収金		
××事業未収金	×××	
.....	×××	
流動資産合計		×××
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
什器備品		
パソコン1台	×××	金銭評価ができない資産については「評価せず」として記載できる
応接セット	×××	
.....	×××	
歴史的資料	評価せず	
.....	×××	
有形固定資産計	×××	
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア		
財務ソフト	×××	
.....	×××	
無形固定資産計	×××	
(3) 投資その他の資産		
敷金	×××	
〇〇特定資産	×××	
××銀行定期預金	×××	
.....	×××	
投資その他の資産計	×××	
固定資産合計		×××
資産合計		×××
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金		
事務用品購入代	×××	「資産合計＝負債合計＋正味財産合計」と一致する。
.....	×××	
預り金		
源泉所得税預り金	×××	
.....	×××	
流動負債合計		×××
2. 固定負債		
長期借入金	×××	
××銀行借入金	×××	
.....	×××	
固定負債合計		×××
負債合計		×××
正味財産		×××

□座番号の記載は不要

評価せず

活動計算書の「次期繰越正味財産額」と貸借対照表の「正味財産合計額」と金額

科目は、あくまで参考例
です。法人の活動によって

〇〇年度 活動計算書
××年×月×日から××年×月×日まで

当該事業年度の自至
年月日を記載する

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	×××	×××
賛助会員受取会費	×××	
.....	×××	
2. 受取寄附金		
受取寄附金	×××	×××
.....	×××	
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	×××	×××
.....	×××	
4. 事業収益		
〇〇事業収益		×××
5. その他収益		
受取利息	×××	×××
雑収益	×××	
.....	×××	
経常収益計		
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	×××	
法定福利費	×××	
退職給付費用	×××	
福利厚生費	×××	
.....	×××	
人件費計	×××	
(2) その他経費		
会議費	×××	
旅費交通費	×××	
減価償却費	×××	
支払利息	×××	
.....	×××	
その他経費計	×××	
事業費計		×××
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	×××	
給料手当	×××	
法定福利費	×××	
退職給付費用	×××	
福利厚生費	×××	
.....	×××	
人件費計	×××	
(2) その他経費		
会議費	×××	
旅費交通費	×××	
減価償却費	×××	
支払利息	×××	
.....	×××	
その他経費計	×××	
管理費計		×××
経常費用計		
当期経常増減額		×××
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		×××
.....		×××

会費の性格に
応じて分けて
記載する

人件費とその他
経費に分けた上
で、支出の形態
別に内訳を記載
する。

人件費とその他
経費に分けた上
で、支出の形態
別に内訳を記載
する。

科目は、あくまで参考例
です。法人の活動によって

〇〇年度 貸借対照表
××年×月×日現在

当該事業年度の末
日を記載する

特定非営利活動法人〇〇〇〇
(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	×××	
未収金	×××	
.....	×××	
流動資産合計		×××
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
車両運搬具	×××	
什器備品	×××	
.....	×××	
有形固定資産計	×××	
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア	×××	
.....	×××	
無形固定資産計	×××	
(3) 投資その他の資産		
敷金	×××	
〇〇特定資産	×××	
.....	×××	
投資その他の資産計	×××	
固定資産合計		×××
資産合計		×××
II 負債の部		
1. 流動負債		
未払金	×××	
前受民間助成金	×××	
.....	×××	
流動負債合計		×××
2. 固定負債		
長期借入金	×××	
退職給付引当金	×××	
.....	×××	
固定負債合計		×××
負債合計		×××
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産		×××
当期正味財産増減額		×××
正味財産合計		×××
負債及び正味財産合計		×××

「負債及び正味財産合計」と金額が
一致することを確認する

前事業年度貸借対照表の「正
味財産合計」と金額が一致す
ることを確認する

「資産合計」と金額が一致す
ることを確認する

活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金
額が一致することを確認する

事業年度が4月1日～3月31日の法人の場合

(法第28条第1項関係書式例)

前事業年度の年間役員名簿

事業年度期間(始期・終期)を記入する

令和〇△年 4月 1日から令和〇□年 3月31日まで

法人名を記入

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇

役職名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
理事	福島 太郎	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地 <small>当該事業年度内において就任した期間を記入する</small>	〇△年 4月 1日 ～〇□年 3月31日	〇△年 4月 1日 ～〇□年 3月31日
理事	郡山 一夫	〇〇市〇〇町字〇〇番地 <small>事業年度内に辞任・退任した場合は、就任していた日までの期間を記入する</small>	〇△年 4月 1日 ～〇△年 5月31日	無 <small>役員報酬を受けているときは、受けた期間を記入する</small>
理事	会津 花子	〇〇市〇〇町字△△番地 <small>事業年度内に新任した場合は、新たに就任した日からの期間を記入する</small>	〇△年 6月 1日 ～〇□年 3月31日	無
...
理事	相馬 一郎	〇〇市☆☆町〇〇丁目〇番地 <small>事業年度内に理事から監事に替わった等の場合は、理事職・監事職としての就任期間をそれぞれ記入する</small>	〇△年 4月 1日 ～〇△年 5月31日	無
監事	相馬 一郎	〇〇市☆☆町〇〇丁目〇番地	〇△年 6月 1日 ～〇□年 3月31日	無
監事

(備考)

- 1 就任・退任も含め年度中に役員であった者全ての氏名を記載する。
- 2 「役職名」の欄には、理事、監事の別を記載する。
- 3 「住所又は居所」の欄には、福島県特定非営利活動促進法施行条例第2条第3項に掲げ(備考)の記載は全て消してよい。
票等)によって証された住所又は居所を記載する。
※役員に変更があった場合には、「役員変更届出(様式第8号)」を提出する必要があります。(再任含む)

事業年度が4月1日～3月31日の法人の場合

社員とは、社団の構成員の意味で、総会で議決権を持つ者のこと

様式例・記載例（法第28条第1項関係書式例）

社員のうち最低10人の者が記名されていればよい

前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿

「前事業年度の末日」現在で記入する

令和〇〇年 3月31日現在

法人名を記入

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇〇

氏名	住所又は居所
福島 太郎	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番地
会津 花子	〇〇市□□町字△△番地
相馬 一郎	〇〇市☆☆町〇〇丁目□番地
NPO法人〇△	〇〇市△△町△丁目□番地
...	...
〇〇 〇〇	〇〇市〇〇字〇〇番地の〇

社員であれば、役員（理事・監事）の者でも、社員10人名簿に記載して構わない

（備考）

- 1 前事業年度の末日現在における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所記載する。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

（備考）の記載は全て消してよい。